

事例番号:330150

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第五部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

2) 今回の妊娠経過

妊娠 38 週 1 日 胎児心拍数陣痛図上、異常所見なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 38 週 5 日

22:05 昼頃より胎動減少あり、胎児機能不全の徴候あり入院

胎児心拍数陣痛図上、基線細変動減少および消失、一過性頻脈減少を認める

4) 分娩経過

妊娠 38 週 5 日

23:59 胎児機能不全の診断で帝王切開により児娩出

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:38 週 5 日

(2) 出生時体重:2700g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 6.88、BE -24.0mmol/L

(4) Apgar スコア:生後 1 分 2 点、生後 5 分 3 点

(5) 新生児蘇生:人工呼吸(バッグ・マスク、チューブ・バッグ)、気管挿管、胸骨圧迫

(6) 診断等:

出生当日 重症新生児仮死

(7) 頭部画像所見:

生後 11 日 頭部 MRI で脳梁膨大部、大脳基底核・視床に信号異常を認め、低

酸素性虚血性脳症の所見

6) 診療体制等に関する情報

- (1) 施設区分: 病院
- (2) 関わった医療スタッフの数
医師: 産科医 2 名、麻酔科医 1 名
看護スタッフ: 助産師 3 名

2. 脳性麻痺発症の原因

- (1) 脳性麻痺発症の原因は、入院前の妊娠 38 週 1 日以降、入院となる妊娠 38 週 5 日までの間に生じ、分娩時まで持続した胎児の脳の低酸素や虚血による中枢神経障害であると考えられる。
- (2) 胎児の脳の低酸素や虚血の原因を解明することは困難であるが、臍帯血流障害の可能性を否定できない。

3. 臨床経過に関する医学的評価 (2020 年 4 月改定の表現を使用)

1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

- (1) 妊娠 38 週 5 日、妊産婦からの電話連絡への対応(胎動減少の訴えに対し来院を指示)は一般的である。
- (2) 妊娠 38 週 5 日、来院後の対応(分娩監視装置装着、超音波断層法、パタリソンの測定)、胎児心拍数陣痛図上、基線細変動減少が認められたため入院としたこと、帝王切開を検討し医師を要請したこと、胎児機能不全の診断で帝王切開を決定したことは、いずれも一般的である。
- (3) 帝王切開決定から 1 時間 45 分後に児を娩出したことは選択肢のひとつである。
- (4) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。

3) 新生児経過

- (1) 新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸、気管挿管、胸骨圧迫、チューブ・バッグによる人工呼吸)は概ね一般的である。

- (2) 重症新生児仮死のため、生後 9 分で高次医療機関 NICU への搬送手配を行い、その後高次医療機関 NICU へ搬送したことは一般的である。

4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

- (1) 緊急時で、速やかに診療録に記載できない場合であっても、対応が終了した際には詳細な新生児の状態や行われた処置について診療録に記載することが望まれる。

【解説】本事例は新生児蘇生について児の状態や行われた処置についての詳細な記載がなかった。観察事項や児に対して行われた処置は詳細を記載することが重要である。

- (2) 胎盤病理組織学検査を実施することが望まれる。

【解説】胎盤病理組織学検査は、子宮内感染や胎盤の異常が疑われる場合、また重症の新生児仮死が認められた場合には、原因の解明に寄与することがある。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

- (1) 緊急帝王切開を決定してから、児娩出までの時間を出来るだけ短縮できるような体制を構築することが望まれる。
- (2) 事例検討を行うことが望まれる。

【解説】児が重度の新生児仮死で出生した場合や重篤な結果がもたらされた場合は、その原因検索や今後の改善策等について院内で事例検討を行うことが重要である。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

入院前に発症した異常が胎児低酸素・酸血症を引き起こしたと推測される事例を集積し、原因や発症機序についての研究を推進することが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

入院前に発症した異常が胎児低酸素・酸血症を引き起こしたと推測される事例の発症機序解明に関する研究の推進および研究体制の確立に向けて、学会・職能団体への支援が望まれる。